魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度

募集要項及び要領



魚梁瀬保小中学校山の学校留学申込書

魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度推進委員会

委員長　　　　　　　　　　様

このたび、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度実施要綱にしたがい、下記の事項のとおり、申し込みます。

令和　　年　　月　　日

申込者（募集要項第４項（１）に該当する保護者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印　　　TEL

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな留学児童生徒氏名 |  | 申請者との続柄 |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 男　　女 |
| 現学校名 |  | TEL |
| 現在 | 年　　　組 |
| 保護者から見た子どもの性格 |
| 趣味特技 |
| 健康状態 |
| 申し込みをした動機 |

留学児童生徒複数の場合は別の用紙へご記入ください。（重複するところはかまいません）

|  |
| --- |
| ふりがな保護者氏名 |
| 職業 |
| 家族構成全員記入 |
| ふりがな氏　名 | 年齢 | 続柄 | 勤務先　学校等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

その他連絡事項

魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度に必要な手続き

１　必要な手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 申し込み　入居手続　転出・転入転出手続　 | 魚梁瀬保小中学校山村留学申込書による。山の学校留学用住宅管理規定による。居住地の役所および馬路村役場で行う。【学校の場合】学校で（在学証明書、教科書給与証明書）をもらう。【保育の場合】居住地の役所保育係に相談してください。 |
| 転入手続　 | 【学校の場合】在学証明書を持参し、魚梁瀬小・中学校に「在学証明、教科書証明」を提出する。【保育の場合】馬路村役場 健康福祉課保育係にご相談ください。 |
| 保険証関係 | いろいろの場合があるので、関係する役所で相談してください。 |

２　転入・入居の日程

（１）　申し込み及び、契約は随時行う。

（２）　入居日は、契約日以降とする。

日時については、事務局と十分打合わせをしておく。

３　諸準備

（１）　住宅に必要な物は、実際に見学、確認してから準備してください。

（２）　学校関係

特別のものはありません。

今までの学校で使用していたものを使います。

その他必要なものがあれば、その都度学校より連絡します。

４　必要経費

面接・見学に関わる費用はすべて保護者負担です。

引っ越しその他転入に関わる費用も保護者負担です。

住宅費用については山村留学用住宅により違いますので、事務局にお問い合わせください。

５　その他

留学については、別紙要項等をお読みください。

なお、ご不明な点は、事務局にお問い合わせください。

馬路村立魚梁瀬保小中学校『山の学校留学制度』募集要項

１　目的

この制度は、山村等への留学を希望する児童生徒を積極的に受け入れることにより、豊かな自然環境と人情味溢れる地域の人々との触れ合いや地元の児童生徒との交流、極少人数校の特性を活かした個性重視の教育により、豊かな心を育むとともに魚梁瀬の児童生徒は従来の特定の友達関係から、その範囲が広がることによる人間関係の難しさ又、その良さを体験したり、競争心をもったりすることによって自己の向上心を育むという相互作用により、魚梁瀬保小中学校の教育を高めることを目的とする。

２　募集基準

この制度の留学児童生徒は次のとおりである。

（１）この制度の目的を理解し、魚梁瀬保小中学校での就学を希望する児童生徒とする。

（２）強い登校、勉学意欲をもちながらも、いじめ等により通常の登校が阻害されている児童生徒とする。

（３）保育児童から中学校２年生までの児童生徒とする。（ただし、継続留学の場合は、中学校３年生までの児童生徒とする。）

（４）原則、欠学年を除く児童生徒とする。

３　期間

この制度による留学受け入れ期間は、４月１日から翌年３月31日の一年間とする。

ただし、特別（短期６ヶ月及び途中留学等）の場合は魚梁瀬保小中学校山の学校推進委員会（以下「推進委員会」という。）で協議する。

４　要件

この制度による留学受け入れには、次の要件を満たさなければならない。

（１）留学児童生徒は、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））またはそれにかわる者との同居を条件とする。

（２）留学児童生徒及び保護者は、山の学校留学用住宅に居住するものとする。

５　申し込み

この制度への申込者は、山の学校留学制度募集要項に基づき申し込みをするものとする。

６　留学の諾否

この制度への留学の諾否は、面接委員の意見を聞いて推進委員会が決定する。

７　留学の契約

受け入れを決定された児童生徒及び保護者は、推進委員会と留学契約を結び、同時に山の学校留学用住宅管理規定に基づき留学用住宅の申し込み及び、契約を結ぶものとする。

８　経費

（１）受け入れを決定された保護者は、山の学校留学用住宅管理規定に基づき住宅使用負担金を納入しなければならない。

（２）住宅に係る費用は留学保護者の負担とする。

（３）その他、引っ越し経費、児童生徒の就学に要する経費等すべての経費は、留学保護者の負担とする。

９　留学の解約

次の事項に該当する場合は、留学契約を解約することができる。又、それに伴い山の学校留学用住宅の契約も解約するものとする。

（１）山の学校留学用住宅管理規定に違反したとき。

（２）留学児童生徒の保護者が、山の学校留学制度の目的を著しく逸脱したとき。

（３）留学児童生徒が山の学校留学制度の目的を著しく逸脱したとき。

（４）留学児童生徒及び保護者から解約希望を申し出があったとき。

（５）その他、推進委員会と保護者で留学契約の履行を継続しがたい理由が生じたとき。

10　その他

この要項に定めるものの他、トラブルや必要なことが生じた場合は、保護者と推進委員会が協議し、善処するものとする。

附則

この要綱は、平成９年１月16日から施行する。

平成10年２月12日　一部改正

　令和５年７月13日　一部改正

山の学校留学用住宅管理規定

（目的）

第１条　この規定は、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）が管理する山の学校留学用住宅（以下「留学住宅」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（留学住宅の設置）

第２条　留学住宅を別表のとおり設置する。

（入居者の資格及び入居の許可）

第３条　山の学校留学制度募集要項の要件を満たす者で、留学住宅に入居しようとするものは、別に定める様式により推進委員会へ入居の申し込みをしなければならない。推進委員会は、入居の申し込みをした者を入居者と決定したときには、その旨を当該者に通知するものとする。

（入居の手続き）

第４条　入居決定者は、入居決定のあった日から10日以内に、契約書を推進委員会へ提出しなければならない。推進委員会は、契約書の提出があった場合には、当該入居決定者に対してすみやかに入居可能日を通知しなければならない。

（入居の期間）

第５条　山村留学許可契約書の期間とする。

（要件）

第６条　契約については、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度の目的に添った希望者との一時的な貸借契約とし、借家法の適用除外とする。

（家賃の額）

第７条　住宅使用負担金として別に定める額を徴収する。

（負担金の納付）

第８条　負担金の納付は、第４条の入居可能日から徴収する。

２　負担金は、毎月末までにその月分を納付しなければならない。

３　入居者が新たに留学住宅に入居した場合又は、留学住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月分の負担金は日割り計算による。

（修繕費用の負担）

第９条　主要施設については、推進委員会が入居時程度の維持に努める。

２　入居者の責に帰すべき事由によって修復の必要が生じたときは、当該入居者は修繕し又、その費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第10条　次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

（１）電気、水道、ガス等の使用料

（２）汚物及び塵かい処理に要する費用

（３）共同施設、給水施設の使用、及び維持運営に要する費用

（留学住宅の模様替え）

第11条　入居者は、留学住宅を模様替えし又は、増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易なものについては、推進委員会の承認を得たときはこの限りでない。推進委員会は、この承認を行うにあたり、入居者が留学住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状に復旧することを条件とするものとする。

（住宅の明け渡し請求）

第12条　推進委員会は、入居者が次の各号に該当するときは、留学住宅の明け渡しを請求することができる。また、明け渡し請求を受けた入居者はすみやかに当該留学住宅を明け渡さなければならない。

（１）入居者が不正の行為によって入居したとき。

（２）入居者が負担金を３月以上滞納したとき。

（３）入居者が留学住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

（４）魚梁瀬保小中学校留学制度の留学契約が解約されたとき。

（５）留学住宅の借上げの期間が満了するとき。

（６）その他、推進委員会が、留学住宅として入居を継続することが不適当と判断したとき。

（委任）

第13条　この規定に定めるもののほか、必要なことは別で定める。

附則

この規定は、平成９年４月24日から適用する。

平成10年２月12日　一部改正

令和５年７月13日　一部改正

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住宅名 | 所在 | 構造 | 数量 | 備考 |
|  | 魚梁瀬10-9 | 木造平屋スレート瓦 | 89.32㎡ | 民家枦山 |
|  | 魚梁瀬10-55 | 木造平屋スレート瓦 | 79.86㎡ | 民家小原 |
|  | 魚梁瀬10-36 | 木造二階建てスレート瓦 | 126.38㎡ | 民家中屋 |

契　　約　　書（山村留学）

第１条　高知県安芸郡馬路村魚梁瀬地区に居住を希望する児童生徒を受け入れ、地元の児童生徒とともに健全な育成をはかり、もって教育の効果を高めるため、本契約を締結する。

第２条　留学を希望する児童生徒の保護者（子に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）を甲とし、地区内のこれを受け入れる山の学校留学推進委員会を乙とし、両者の間における留学契約については、児童生徒福祉の理念にのっとり、児童生徒のよりよい生活を実現するとともに、児童を健全に育成するため、双方が誠意を持ってあたるものとする。

第３条　受け入れる児童生徒は、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度募集要項第２項の児童生徒とし、その期間は令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日とする。

第４条　住居を移すこと、転学等、児童が転居して生活するために必要な諸手続きは、乙の協力を得て甲が行うものとする。

第５条　次の各号に該当するときは、甲・乙が協議して本契約を解約することができる。

（１）山の学校用留学住宅管理規定に違反したとき。

（２）留学児童生徒の保護者が、山の学校留学制度の目的を著しく逸脱したとき。

（３）留学児童生徒が、山の学校留学制度の目的を著しく逸脱したとき。

（４）留学児童生徒及び保護者から解約希望の申し出があったとき。

（５）その他、推進委員会と保護者で留学契約の履行を継続しがたい理由が生じたとき。

第６条　本契約に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、甲・乙協議して決めるものとする。

第７条　本契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有するものとする。

令和　　　年　　月　　日

甲の住所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙の住所　　高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬

魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度推進委員会

委員長　　　井　上　　洸　士　郎　　　　印

留学希望児童生徒

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　甲との続柄

生年月日　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

契　　約　　書（山村留学用住宅）

第１条　高知県馬路村魚梁瀬地区に居住を希望する児童生徒及び保護者に魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度推進委員会（以下「推進委員会」という）が管理する山の学校留学用住宅（以下「留学住宅」という）の使用について契約するものである。

第２条　留学を希望する児童生徒の保護者（山の学校留学制度募集要項第４項（１）に規定する保護者）を甲とし、地区内のこれを受け入れる推進委員会を乙とし、両者の間における契約については、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度の理念にのっとり、又、山の学校留学制度用住宅管理規定に基づき、双方が誠意を持ってあたるものとする。

第３条　住宅を使用する期間は下記のとおりとする。

第４条　本契約については、魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度の目的に添った甲及び、乙の一時的な貸借契約とし、借家法の適用除外とする。

第５条　契約する住宅は下記のとおりとする。

第６条　住宅使用負担金として下記の定める額を徴収する。

第７条　負担金の納付は、入居可能日から徴収する。負担金は、毎月末までにその月分を乙の指定する口座に納付しなければならない。甲が新たに留学住宅に入居した場合、又は留学住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月分の負担金は日割り計算による。

第８条　甲の責に帰すべき事由によって留学住宅の修復の必要が生じたときは、甲は修繕し、又その費用を負担しなければならない。

第９条　次の各号に掲げる費用は、甲の負担とする。

（１）電気、水道、ガス等の使用料。

（２）汚物及び塵かい処理に要する費用。

（３）共同施設、給水施設の使用及び維持運営に要する費用。

第10条　甲は、留学住宅を模様替えし又は、増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易なものについては、乙の承認を得たときはこの限りではない。乙は、この承認を行うにあたり、甲が留学住宅を明け渡すときは、甲の費用で原状に復旧することを条件とするものとする。

第11条　乙は、甲が次の各号に該当するときは、留学住宅の明け渡しを請求することができる。また、明け渡し請求を受けた甲はすみやかに当該留学住宅を明け渡さなければならない。

（１）甲が不正の行為によって入居したとき。

（２）甲が負担金を３月以上滞納したとき。

（３）甲が留学住宅又は共同施設を故意に殴損したとき。

（４）魚梁瀬保小中学校山の学校留学制度の留学契約が解約されたとき。

（５）留学住宅の借上げの期間が満了するとき。

（６）その他、乙が、留学住宅として入居を継続することが不適切と判断したとき。

第12条　本契約に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、甲・乙協議して決めるものとする。

第13条　本契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲の住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

乙の住所　　高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬

　　　　　　魚梁瀬保小中学校山の留学制度推進委員会

　　　　　委員長　　井上　洸士郎　　　印

記

１　建物の表示　　　馬路村大字魚梁瀬　　　　　番地

　　　　　　　　　　留学用住宅　　　　　第　　　号

２　使用期間　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで

３　使用料　　　　　使用負担金として月額　　　　　　　　円